



# 5G（SA方式）のスライシング提供に対応した ネットワーク開放ルールの在り方について

---

令和 8 年 6 月 9 日  
事 務 局

## ヒアリング項目

- ◆ 5G (SA方式) 及びスライシングの提供状況【対MNO】
- ◆ 5G (SA方式) 及びスライシングの利用に向けた検討状況【対MVNO】

## ヒアリング結果

### 1) 5G (SA方式) 及びスライシングの提供状況【対MNO】

- ▶ 当社は26年3月26日より**法人向けに「5Gスライシング」**として、特定拠点等で一定の帯域を占有することで、制御機器等の継続的な高信頼通信が必要な用途に対して安定した通信環境を提供する「常時利用プラン」及びスタジアム等で特定の期間・時間帯のみ安定した通信を確保したいケースで、事前予約により一定の帯域を占有することで、安定通信を実現する「予約利用プラン」の**提供を開始**。【NTTドコモ】
- ▶ 「5Gスライシング」の提供開始に併せ、**卸約款においても付加機能として「5G無線区間スライシングデータ通信機能」の規定を追加**。また、提供開始前には、先んじて**MVNOに3回の情報提供を実施**。【NTTドコモ】
- ▶ スライシングについては、5Gの高速・大容量・低遅延の特性を活用できるよう、映像伝送、映像分析、遠隔操作・遠隔操縦等の**様々な実証実験を行っている**。これらの実証実験等を通じて、安定的な通信環境を提供するため、技術的な課題の検討を行い、様々なユースケースの発掘に取り組んでいる。【KDDI】
- ▶ 2025年4月より実施している放送事業者様との「有償トライアル」では、高校野球（甲子園球場）、サッカー日本代表戦（国立競技場）等で、一般のお客さまに影響を与えないよう**期間・エリアを限定し実施**。【KDDI】
- ▶ 5G (SA) は都市部からエリアを拡大中となり、対応機種等に対し**サービス提供中**。ネットワークスライシングは大容量・低遅延の通信サービス実現における**検証**（本年3月27～29日 鈴鹿サーキット等）**等を進めている**。【ソフトバンク】

### 2) 5G (SA方式) 及びスライシングの利用に向けた検討状況【対MVNO】

- ▶ 5G (SA方式) 、スライシングについての検討状況を会員企業にアンケートをおこなったところ、具体的に検討している会員企業は1社であるものの、「関心があり情報収集をおこなっている」、「将来的な検討の可能性はある」との回答が大半であり、多くの会員企業が一定の関心を有している。興味のある機能・用途・領域としては、「法人向け高品質な優先通信」、「セキュアな閉域・専用通信」、「高速大容量通信」が挙げられた。【MVNO委員会】
- ▶ 5G(SA方式)については、5G(SA方式)のL2接続相当(ライトMVNO方式)の早期実現にむけて、MNO各社に以下の要望を提示し協議している。  
・MNO・MVNO双方の投資負担を軽減する効率的な構成を前提

【IIJ】

▶

【IIJ】

## ヒアリング項目

### [L2接続相当について]

- ◆ L2接続相当の開放に向けた協議において課題があるか。
- ◆ MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についての検討状況はどうか。
- ◆ L2接続相当が実現した場合、MNOが現に提供しているネットワークスライシングを活用したサービスと同等のサービスをMVNOが提供可能になると考えるか。
- ◆ L2接続相当がアンバンドル要件（①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること）を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えられるが、要件を満たしていると考えるか。満たしていないと考える場合、どの要件を満たしていないと考えるか。
- ◆ L2接続相当がアンバンドル要件を満たしていない場合、「開放を促進すべき機能」に位置づけることについてどう考えるか。

### [その他の接続形態について]

- ◆ ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議において課題があるか。

## ヒアリング結果

### 1) L2接続相当の開放に向けた協議において課題があるか。

#### (MNO)

- 当社よりMVNOに対して [redacted] 5G(SA方式) L2接続相当の導入意向をヒアリング。その結果、フルMVNO接続(ローミング方式)と負担軽減が期待できる別の方式として [redacted] に導入意向を確認できたため、情報提供・協議を実施。なお、 [redacted] [redacted] については具体的な機能・設備構成等を提案しており、 [redacted] 。【NTTドコモ】

- 協議に関する課題は特になし。【KDDI】

➢ [redacted]

#### 【ソフトバンク】

#### (MVNO)

- 5G(SA方式) L2接続相当については、既に1社が具体的な協議を進めており、また、今後検討予定又は社内検討中のMVNOも存在する。今後、先行する協議事例を踏まえつつ、多くのMVNOが利用可能な形で機能開放が進むよう、必要な制度整備や情報開示の充実が望まれる。協議・検討に向けた課題として、「実現に向けた検討の進め方・時期の見通しが不透明であること」、「技術仕様・接続条件に関する情報共有や整理が不足していること」が挙げられた。【MVNO委員会】

- [redacted] 双方の費用負担軽減が課題として存在している。【IIJ】

## ヒアリング結果

### 2) MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についての検討状況はどうか。

(MNO)

- 当社よりMVNOに対して [ ] 5G(SA方式) L2接続相当の導入意向をヒアリング。その結果、フルMVNO接続(ローミング方式)と負担軽減が期待できる別の方式として [ ] に導入意向を確認できたため、**情報提供・協議を実施**。なお、 [ ] については具体的な機能・設備構成等を提案しており、 [ ] 。【NTTドコモ】(再掲)
- MVNOからの要望に応じて検討する考え。【KDDI】
- [ ] MVNOからの要望に応じて検討する考え。【ソフトバンク】

(MVNO)

- 5G(SA方式)におけるMVNOの負担軽減が期待できる別の方式は、優先して検討したいと回答が多く、今後、MVNOからの要望に応じてMNOによる**具体的な情報開示が進められることが望まれる**。【MVNO委員会】
- [ ] MNO・MVNO双方の費用負担の軽減につながる方式の実現に向けた**協議を実施**している。 [ ] 【IIJ】

### 3) L2接続相当が実現した場合、MNOが現に提供しているネットワークスライシングを活用したサービスと同等のサービスをMVNOが提供可能になると考えるか。

(MNO)

- まずは、5G(SA方式) L2接続相当の機能開放に係る協議を行う中で、MVNOのスライシングサービスの**提供要望を確認し、具体的なサービス提供イメージ等を具体化**していく考え。MVNOが提供したいサービス等を踏まえ、必要な開発等を行うことで、当社がユーザに提供するスライシングサービスを利用し、MVNOがユーザにサービスを提供することが可能になる認識。【NTTドコモ】
- 現在、当社が提供しているネットワークスライシングを活用したサービスは、実証実験や、時間・場所・用途を限定した特定法人向けの個別ソリューションを通じて、技術的・運用的課題の検証を行っている段階。そのため、一般利用者向けや広く事業者向けに提供するサービスの実現には至っていない状況。特に、**スライシング特有の機能を利用しない他の一般のお客さまへの影響を適切に制御することが重要**であり、これを前提としたネットワーク運用・管理方法について慎重に検討を進めている。今後は、まず当社内において段階的に検証を行い、ネットワークとして安定的な提供が可能であることを確認した上で、当社の一般利用者向け提供やMVNO向け提供の在り方について検討を進める方針。その中で、MVNO向けに提供する際の管理方法や提供条件についても、技術的・運用的観点から踏まえて評価を行っていく考え。【KDDI】
- [ ] ネットワークスライシングの活用にあたっては、**他ユーザのサービス提供に影響が出ないようにネットワーク全体を適切に管理・運営することが必要**。そのため、MVNOへの提供に際しても、MVNOが要望する条件(容量・エリア・用途等)も確認しつつ、ネットワーク全体の運用を考慮の上、検討を進めたい考え。【ソフトバンク】

(MVNO)

- スライシングを活用したサービスについては**L2接続相当では実現できず**、現時点では具体的な提供形態を判断できないとの回答であり、MVNOについては具体的な検討に至っている会員企業はいない。【MVNO委員会】
- 現在のL2接続相当の実現に向けての協議では、現行4G/5G(NSA方式)で提供しているMVNOのサービスが5G(SA方式)で提供可能になることを目的としている。MNOが提供中のネットワークスライシング活用サービスと同等のサービスの提供可能性については、**今後の協議で議論を進めていく必要がある**。【IIJ】

## ヒアリング結果

4) L2接続相当がアンバンドル要件 (①他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること、②アンバンドルすることが技術的に可能であること、③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること) を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えられるが、要件を満たしているか。満たしていないか。満たしていないか。満たしていないか。

### (MNO)

➤ 現状の4G L2接続におけるライトMVNO接続ではベアラ単位での速度制限やプリペイド課金等の機能を実現できており、5G(SA方式)においてMVNOの負担軽減が期待される別の方式として当社がMVNOに提案している [redacted] においても同等な機能提供を実現できる予定。 [redacted] は5G(SA方式)の機能開放形態において「L2接続相当」と類型化されている「ローミングの接続方式」ではないものの、L2接続においてMVNOが要望する同等の機能が実現できるため、「L2接続相当」に該当する。当該前提の基、当社の検討している [redacted] も含めた5G(SA方式)のL2接続相当を実現する接続方式を整理した上で、他の二種指定事業者を含め要件を満たす場合には1つのアンバンドル機能と位置づけることが適当と考えるが、**現時点で③の要件は満たしていない**。なお、各要件に対する当社の考えは以下のとおり。

- ①: 先述のとおり、 [redacted] 機能提供に向けて引き続きMVNOと真摯に協議を進めており、要件を満たしている。
- ②: フルMVNO接続(ローミング方式)及び [redacted] ともに、アンバンドルすること自体は技術的に可能であるため、要件を満たしている。
- ③: 各方式の具体的な開発費・運用費等は [redacted] に判明するため、二種指定事業者に過度な経済的負担を与える可能性があることから、現時点で要件を満たしていない。
- ④: 5G(SA方式)の提供状況において述べたとおり、当社は5G(SA方式)を必要性・重要性の高いサービスと位置付けており、要件を満たしている。

### 【NTTドコモ】

➤ 現時点では、アンバンドル要件のうち「②アンバンドルすることが技術的に可能であること」や「③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」について、まだ**明確に満たしている状況にはない**。そのため、引き続き、**事業者間協議の状況を注視することが適当**。【KDDI】

➤ [redacted] **現時点でアンバンドル要件を満たすか否か判断し**  
**かねる**。アンバンドル化については、MNO各社において本方式の仕様・提供時期についての**具体的な見通しが見えた段階で整理すべき**。【ソフトバンク】

### (MVNO)

➤ 5G(SA方式)L2接続相当のアンバンドル機能化は、**現時点で判断困難**という回答が大半であった。【MVNO委員会】

➤ 現在のMNOとの協議においては特に**②③に関しては満たしているかどうかの判断ができない**。一方で、**④に関しては**、5G(SA方式)で、従来の4G/5G(NSA方式)と同等のサービスを提供するためにはL2接続相当が必須のため、**満たしている**。【IIJ】

## ヒアリング結果

### 5) L2接続相当がアンバンドル要件を満たしていない場合、「開放を促進すべき機能」に位置づけることについてどう考えるか。

(MNO)

- 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」(2002年6月策定)では「上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、『開放を促進すべき機能』に定める」と整理されている。上述のとおり5G(SA方式)のL2接続相当はアンバンドル要件を全て満たしていないものの、④を満たし、事業者からの要望もあり(①を満たしている)、②を満たし、③は将来的に満たす可能性があると考えため、**「開放を促進すべき機能」に整理することで異存はない。**【NTTドコモ】
- 「開放を促進すべき機能」であっても、少なくとも②③要件を将来的に満たし得る見通しの確認が必要。加えて、特定のMNOで検討中の方式を前提とすることは適切ではなく、①MVNOからの要望の有無も含めて判断すべき。【KDDI】
- **「L2接続相当を「開放を促進すべき機能」に位置付ける必要性を含めて検討すべき。」**【ソフトバンク】

(MVNO)

- 現時点では協議が進んでいる事業者が少ないことから判断困難との回答が多いものの、5G(SA方式)におけるMVNOの機能開放を着実に進める観点から、まずはL2接続相当を「開放を促進すべき機能」として位置付け、MNO・MVNO間の協議状況等を踏まえ、**将来的なアンバンドル機能化について継続的に検討いただきたい。**【MVNO委員会】
- 上記回答の通り、②③については判断できないものの、④を満たしていると考えられることから、**開放を促進すべき機能と位置付けることについて違和感はない。**なお、公正競争を確保するという観点から、**4半期毎に報告等、MNOとMVNOとの協議動向を引き続き注視いただきたい。**【IIJ】

#### 【委員意見】

- MVNO委員会の報告で、L2接続に関して、7社が現時点で判断困難、残り4社が少なくとも開放促進機能に位置づけるべき等の判断があり、その原因がやはり情報不足ということが指摘されていると理解。確かに、協議自体を促進するという観点のみでは、開放促進機能に位置づけることも一つかもしれないが、実際、関連ガイドラインを見ても、そこで定められている諸要件の充足というのは結構難しいものもあるかもしれない、最後、**IIJが指摘した協議動向の注視というものが、今のところは適切ではないか。**

### 6) ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議において課題があるか。

- ライトVMNO、フルVMNOの各形態の開放に向けた協議において、**具体的な要望や課題がある場合は、真摯に対応する考え。**【NTTドコモ】
- 協議に関する課題は特にない。【KDDI】
- **「L2接続相当を「開放を促進すべき機能」に位置付ける必要性を含めて検討すべき。」**【ソフトバンク】
- スライシングを活用したサービスについてはL2接続相当では実現できず、現時点では具体的な提供形態を判断できないとの回答であり、**VMNOについては具体的な検討に至っている会員企業はいない。**【MVNO委員会】(再掲)
- 現在当社が提供中の4G/5G(NSA方式)におけるL2接続に加えて、5G(SA方式)におけるL2接続相当の実現による同等サービスの継続的な提供を目指している。VMNOは上記を実現した先に具体的な検討を開始したいと考えており、**現段階では具体的な協議を進める状況には至っていない。**【IIJ】

## 考え方(案)

- ◆ 5G(SA方式)におけるネットワークの機能開放の類型のうち、L2接続相当については、接続料の算定等に関する研究会第八次報告書(2024年9月公表)において、既にMNOは5G(SA方式)の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、早急に開放を進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当としている。
- ◆ また、接続料の算定等に関する研究会第九次報告書(2025年9月公表)においては、従来より要望のあったフルMVNO方式のL2接続相当に加え、一部の事業者間で協議が行われていた、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式についても、協議が進展した場合には、必要に応じて、当該方式がアンバンドル機能又は「開放を促進すべき機能」に該当するかどうかについて検討を行うことが適当としている。
- ◆ 今般のヒアリングの結果を踏まえると、従来より要望のあった**フルMVNO方式のL2接続相当及び一部の事業者間で協議が行われているMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式のいずれの方式についても**、全てのアンバンドル要件を満たしているとは言えない状況と考えられる。しかし、少なくともNTTドコモにおいては、いずれに方式についても、①、②及び④の要件を満たし、③についても将来的に満たす可能性があるとの見解が示されている。**MVNOガイドラインにおける判断基準を踏まえれば、事業者間協議の更なる促進を図る観点から、「開放を促進すべき機能」に位置付けることが適当**ではないか。
- ◆ ただし、これらの機能をMVNOガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」に位置付けるに当たっては、機能の内容を明らかにした上で、意見公募を行うことが適当と考えられるため、総務省においては、**フルMVNO方式のL2接続相当及びMVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式の双方について、その概要を示し、適当な名称を付した上で、それらをまとめて「開放を促進すべき機能」に位置付けるガイドライン改正案について、意見公募を行うことが適当**ではないか。
- ◆ また、これらの機能の開放に向けて、事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、**引き続き協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当**ではないか。

## MVNOガイドライン(抄)

### a アンバンドル等の判断基準

#### (a) アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

- ① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
- ② アンバンドルすることが技術的に可能であること
- ③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
- ④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること

#### (b) 開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

### b プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

## ヒアリング項目

- ◆ スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といったスライスの設定が可能になることが想定されるが、その際のデータ接続料の在り方についてどう考えるか。

## ヒアリング結果

- 1) スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といったスライスの設定が可能になることが想定されるが、その際のデータ接続料の在り方についてどう考えるか。

### (MNO)

- ▶ 当社が提供する「5Gスライシング」は提供開始したばかりのサービスであり、**当面の間は動向を注視することが適当**。【NTTドコモ】
- ▶ スライシング機能では、サービスやアプリケーションに応じて柔軟にネットワークを提供することができる一方で、ネットワークを最適化するノウハウや、スライシング特有の機能を利用しないお客さまへの影響を適切に制御するよう常時監視・運用する必要がある。**スライシング機能の特性・運用責任に応じ、条件差を適切に反映した制度設計となるよう機能料金についても検討する必要がある**。また、今後5G本格化においては、4Gまでの延長線上にある「高速・大容量」に加え、「低遅延」「多接続」といった新たな技術の活用が期待されている。これまでの同質トラフィックに対するネットワークリソースを提供するというデータ接続料（帯域料金）のように**コストベースの考え方だけでは限界がある**。【KDDI】
- ▶ **現時点の想定では、これまでの（適性原価+適正利潤）÷需要で算定する接続料と異なり、超高速、多数接続、超低遅延といった品質差異を考慮した料金の在り方を整理する必要があり、今後設定されるスライシングの内容、提供形態も踏まえて検討が必要**。また、スライシングの設定により、自社または他社の利用者のサービスに影響がないよう、MNO側でネットワーク全体を適切に管理・運営する必要があるため、そういった**管理機能に関する料金設定も検討が必要**。【ソフトバンク】

### (MVNO)

- ▶ スライシング提供におけるデータ接続料金の在り方については、「**MVNOが事業として成立し得る料金水準**」「**過度な参入障壁にならない制度・料金**」であることが重要という回答が大半。会員企業からは、機能開放の内容や費用負担の水準が不透明な点についての意見があったことから、**MVNOにとって参入障壁とならないよう制度整備されることが望まれる**。【MVNO委員会】
- ▶ スライシングの実現や、その際の接続料のあり方について、サービス内容・接続方法に応じて適切な費用負担を実現する必要があり、**機能の開放状況と並行して議論を進めていく必要がある**。同様に、MNOとの協議を通じて、MVNOならではのスライシング活用サービスの具体化に向けた**適切な接続方法・費用負担についても議論を進めていく必要がある**。【IIJ】

## 考え方（案）

- ◆ スライシングの実現により、超高速、多数接続、超低遅延といった**スライスの設定が可能になる際のデータ接続料の在り方について**、現時点では具体的な提案はなかったが、コストベースの考え方だけではない、スライシング機能の特性・運用責任に応じ、条件差を適切に反映した機能料金、ネットワークの管理機能に関する料金設定といった意見が示されたところ、**今後、具体化に向けて引き続き検討することが適当**ではないか。また、今後MNOによるスライシングサービスの提供が本格化することを踏まえると、MNOとMVNOのコスト負担の公平性の観点から、現在のデータ接続料の算定におけるMNOのスライシングサービスの提供に係るコストの扱いについても、必要に応じて検討することが適当ではないか。

## ヒアリング項目

- ◆ その他検討すべき点があるか。

## ヒアリング結果

### 1) eSIMクイック転送、エンタイトルメント機能について

- eSIM転送は、eSIM対応端末の機種変更時にSIM情報を端末間で簡単に切り替える機能であり、端末とEntitlement Server（以下「ES」）※が連携して一連の処理を行う。物理SIMのロットを持たずeSIMのみ利用可能な端末の増加を踏まえ、複数のMVNOと同機能の実現について前向きに協議を実施中。

【NTTドコモ】

- MNO（グループMVNO含む）とMVNOにおいて**提供している機能の差がある状況**であり、**MVNOにも利用可能となるよう要望**。【MVNO委員会】

- エンタイトルメント機能に関するMNO・MVNO連携での利便性向上の追求

エンタイトルメント機能とは、国際標準に基づき、端末及びネットワークが連携することにより実現される機能の一つであり、PLMN情報及び加入者契約情報等に基づいて、当該契約者が利用可能なネットワークサービス・通信機能の範囲を動的に判定・制御する仕組み。同機能は、主にMNOが管理主体となり、加入者ごとの契約内容、端末属性、利用状況等を踏まえ、通信方式や付加機能の提供可否をネットワーク側で一元的に制御する役割を担い、①eSIMの利用者端末間での転送、②ウェアラブル端末の使用、などのサービス提供を可能にする。特に①については、eSIM専用端末（新型iPhone等）への機種変更時において、MNO契約者は端末操作のみで完了する一方、MVNO契約者はeSIM再発行が必要になる等、契約者の利便性で顕著な差が生じており、昨今の情勢（eSIM専用端末・ウェアラブル端末の普及）等を鑑みると、**MNOとMVNO間での不公平が存在**している。契約者の利便性向上と競争環境の公平性確保の観点から、希望するMVNOがエンタイトルメント機能をMNOと連携して活用できる**環境整備を求めたい**。【IIJ】

## 追加質問回答

- 御社は、eSIMクイック転送（エンタイトルメント機能）について、MVNOから提供の要望は受けているか。また、要望を受けている場合、当該事業者との協議状況についてはどうか。（対KDDI、ソフトバンク）

【KDDI】

- MVNO様からの要望状況を踏まえ真摯に協議します。

【ソフトバンク】

## 追加質問回答

- eSIMクイック転送（エンタイルメント機能）について、「開放を促進すべき機能」に位置付けることも考えられるが、提供に当たって、具体的にどのような課題があるか。（対NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）
- eSIM転送（エンタイルメント機能）は、（1）MNOとMVNOの顧客システムの連携と、（2）契約情報に基づき端末機能をリアルタイムで制御する基盤であるEntitlement Server（ES）により実現されるものと考えております。

このような課題も存在しますが、 MVNOにとって一定のメリットを有すると考えられます。また、以上のとおり課題についての議論を進める必要があるため、まずはMNOとMVNOの協議経過を注視することが適当であり、直ちに「開放を促進すべき機能」に位置付けるべきではないと考えます。なお、接続政策委員会第81回における当社プレゼンのとおり、「開放を促進すべき機能」に位置付けるかどうかに関わらず、当社はMVNOと前向きに協議を実施しています。

【NTTドコモ】

- MNO だけで対応可否を判断・決定できる機能ではないため、「開放を促進すべき機能」に位置付けることは適切ではないと考えます。【KDDI】

- 現時点で「開放を促進すべき機能」の要件を満たすかは判断しかねます。【ソフトバンク】

## ヒアリング結果

### 2) 衛星ダイレクト通信の活用について

- MNO（グループMVNO含む）とMVNOにおいて**提供している機能の差がある状況**であり、**MVNOにも利用可能となるよう要望**。【MVNO委員会】（再掲）
- MNO各社において、衛星通信を活用したサービスの提供が始まっている。既存の携帯端末に対して、広域・非カバーエリアの通信確保を可能にする点が大きな利点。MVNOとして既存の契約者に対して、利便性高く・追加負担の少ないアプローチで衛星ダイレクト通信をオプション提供できるよう、検討を進めている。【IIJ】

## 追加質問回答

- 御社は、衛星ダイレクト通信について、現時点でMVNOに対して提供することは可能なのか。また、提供することができない場合、それは具体的にどのような理由によるものか。（対NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）
- 【NTTドコモ】
- 【KDDI】
- MVNO 向けの衛星ダイレクト通信の提供可否は衛星の提供元事業者との個別契約に関わる内容であるため、ご説明は差し控えさせていただきます。【ソフトバンク】

## 考え方（案）

- ◆ eSIMサービスは、SIMを差し替えることや対面・書面での手続を必要とすることなく、オンラインで事業者の変更を可能とするものであり、利用者による事業者の変更の円滑化を通じた公正競争環境の確保や利用者の利便性の向上に資するものである。このため、「eSIMサービスの促進に関するガイドライン」（令和3年8月10日策定）においては、「MNOがeSIMサービスについて技術的又は経済的に著しく困難である等正当な理由なくその提供を行わないこと、又はMVNOがeSIMサービスを提供する際にMNO設備の機能の提供が必要であるにもかかわらず、MNOがその機能を適正な条件で提供しないことにより、電気通信の健全な発達又は利用者の利便の確保に支障が生じるおそれがあるときは、業務の改善命令の要件（電気通信事業法第29条第1項第12号）に該当する。」とされている。
- ◆ **eSIM転送については、eSIMのみ利用可能な端末が増加していることを踏まえ、MNOとMVNOのイコールフットINGの観点からも、MNOのグループMVNOのみならず、希望するMVNOが利用可能となることが望ましいため、MNOにおいては、MVNOの要望を踏まえ、具体的に必要な対応等を検討することが適当**ではないか。また、事業者間協議が進むよう、総務省においては、**eSIM転送及びエンタイトルメント機能に係るMVNOとの協議の状況についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当**ではないか。
- ◆ なお、eSIM転送（を実現するための接続機能）については、「開放を促進すべき機能」に位置付けることも考えられるが、現時点ではMNOとMVNO間の協議において、その実現方法が必ずしも具体化されておらず、アンバンドル要件のうち、②アンバンドルすることが技術的に可能であること及び③アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、の要件を満たす可能性があるかどうか不明であることから、この点については、引き続き検討することが適当ではないか。
- ◆ 現在MNOが提供している**衛星ダイレクト通信サービス**は、SpaceX社が提供する衛星通信サービス「Starlink Mobile」を活用したものであり、MVNOによる同様のサービスの提供の可否は、移動通信サービスにおけるMNOとMVNOの間の接続ルールのみで整理できる課題ではないと考えられるが、**MNOにおいては、MVNOから要望があった場合には、協議に応じることが適当**ではないか。